

ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）協定に対する総合的な政策の実施 を求める意見書

ＴＰＰ協定については、本年2月4日、参加12か国による署名が行われ、正式合意に至った。ＴＰＰ協定は、21世紀のアジア太平洋に自由で公正な経済圏を構築する取組であり、各国間の垣根が下がることで貿易が更に活性化し、大きな経済効果をもたらすことが期待されている。

しかしながら、企業における事業や雇用の拡大など、地方の中小企業にとっては大きなチャンスがある反面、農業の多面的機能や食の安全性に対する影響はもとより、食料の多くを輸入に頼っている我が国においては、国内外の様々な要因によって食料供給の混乱が生じる可能性も否定できず、今後、国民が永続的に食料を確保し生活を維持していくための食料安全保障の面においての影響も懸念されている。

特に、当県の基幹産業である農業分野では、昨年の農林業センサスにおいて県内の農業就業人口が約7万7,000人となり、初めて10万人を割り込む結果となった。当県の農山漁村は、これまで豊かな日本の食を創り出してきたが、常態化している高齢化に加え、原発事故に伴う風評による農作物の価格下落が影響し、離農が加速化するなど、疲弊が進んでいる実情がある。関税が撤廃され海外からの安価な農産物が国内に流入することになれば、農業就業人口がより一層減少する可能性もあるなど、ＴＰＰ協定が当県にもたらす影響は、農林水産業を始めとした様々な分野で県民の不安を増幅させている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 農林水産業従事者の将来への不安を払拭し、経営発展に向けた投資意欲を後押しするとともに、地方創生推進の観点から重要とされている農山漁村コミュニティの維持のための地域政策を強化すること。
- 2 海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、食の安全・安心を守るために体制強化や国民に分かりやすい原料原産地表示の在り方の検討、リスクコミュニケーション推進等を通じ、食に対する国民の安全・安心の確保に努めること。
- 3 商工業分野において、ＴＰＰ協定の合意内容、またその内容がもたらす影響・効果について分かりやすく情報提供を行うとともに、経営安定化や新たな市場開拓・生産性向上のための万全の対策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
農林水産大臣
経済産業大臣
復興大臣

福島県議会議長 杉山純一